

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十九号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する

条例

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給品目等) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 警察官に任命後初めて第一項の被服を支給する場合には、同項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(支給品目等) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 警察官に任命後初めて第一項の被服を支給する場合には、同項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。